

令和 7 年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業 Q & A
(令和 7 年 4 月 1 日)

1. 助成対象等制度概要について

Q 1 申請を行う法人として、株式会社や有限会社は助成対象か。

A 1 助成対象です。法人の種類は問いません。

Q 2 法人本部は世田谷区外だが、世田谷区内に事業所がある場合も申請は可能か。

A 2 可能です。法人本部の所在地は問いません。

Q 3 法人として、世田谷区外に入所施設があり、世田谷区内にはグループホームがある（この他、居宅介護事業所もある）。この場合、別表における助成上限額がいくらになるのか。

A 3 25 万円です。区内で複数の障害福祉サービスを運営している場合は、助成上限額のうち採用活動を実施する障害福祉サービスの中の、最も高い額となります。

Q 4 区内で複数の障害福祉サービスを運営している。それぞれの助成上限額を合算することはできるか。

A 4 合算できません。区内で複数の障害福祉サービスを運営している場合は、助成上限額のうち採用活動を実施する障害福祉サービスの中の、最も高い額となります。

Q 5 助成金の対象期間について、以下の例の場合は、今年度の本助成事業の対象となるか。

(例) 就職説明会への出展

今年度（令和 7 年度）に出展料の支払いを完了させたが、就職説明会の開催は翌年度（令和 8 年度）の場合、支払った出展料は対象となるか。

A 5 対象となりません。

当該年度の助成対象になるかどうかは、「その事業が完了した日が属する年度」で判断します。

令和 6 年度以前に完了した事業は今年度の助成の対象外です。

令和 7 年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業 Q & A
(令和 7 年 4 月 1 日)

2. 助成対象経費について

Q 6 本助成の介護人材とはどのような職種が対象か。

A 6 利用者に直接障害福祉サービスを提供する方が対象です。

施設職員、生活支援員、居宅介護従事者（ホームヘルパー）、
ガイドヘルパー、相談支援専門員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、
コミュニティソーシャルワーカー、日常生活自立支援事業専門員、手話通
訳士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等
が対象です。職種を限定した採用活動も対象です。

Q 7 介護人材の求人の際、事務職も同時に募集して良いか。

A 7 構いません。ただし、事務職のみの求人は助成の対象外です。

Q 8 採用を予定する職員の雇用形態のうち、登録ヘルパーは助成対象か。

A 8 助成対象です。採用を行う介護人材の雇用形態は問いません。

Q 9 有料職業紹介会社への紹介手数料は助成対象になるか。

A 9 対象外です。本事業は、「法人が直接採用活動を行う事業」「採用のノウ
ハウを蓄積する事業」に対する支援を想定しております。紹介手数料
は、これらの趣旨には合致しないため、対象外です。

Q 10 外国人介護人材（EPA・技能実習・在留資格（介護・特定技能 1
号））の採用に関して、以下の経費は対象か。

- ①外国への渡航料、宿泊費、パスポートの更新手数料
- ②監理団体・登録支援機関・国際厚生事業団・職業紹介会社への加入費
- ③監理団体・登録支援機関・国際厚生事業団・職業紹介会社への紹介料
- ④訪日後の日本語研修機関への研修費

A 10 ①は対象です。（ただしパスポートの更新手数料は、有効期間が 5 年
のものとします。10 年は対象外です）②③④は対象外です。

※①は採用活動に関する直接的経費ですが、②③は紹介してもらう
（もらった）ことに対する費用であり、④は人材育成に対する費用で
あるため、本事業における採用活動とは見なしません。

令和7年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業Q & A
(令和7年4月1日)

Q 1 1 街頭での求人募集のビラ配りを行う場合、道路占用許可料は対象か

A 1 1 対象です。(チラシ印刷費も対象です)

Q 1 2 上記(Q 1 1) ビラ配りについて、人件費は対象か

A 1 2 ビラ配りをするためのアルバイトを雇用するなど、採用活動をするために別途費用がかかっている場合は対象です。業務として職員が行ったのであれば対象外です。

Q 1 3 法人として、区外の事業所もあわせて求人誌に掲載している。このような場合でも助成対象となるのか。

A 1 3 掲載内容の一部に、区内の事業所の介護人材に関する求人が掲載されていれば対象となります。

Q 1 4 「区長が相当と認めたもの」とは、例えばどのようなものが考えられるのか。

A 1 4 例えば、「職員募集中」昇り旗の作成や、名刺サイズの採用ツール作成等です。対象になるかどうかの判断に迷われる場合は、申請の前にご相談ください。

Q 1 5 法人HPを改修して職員の募集を行いたい、改修経費は対象になるか。

A 1 5 対象になります。ただし、例えば他のページを含めた改修を行う場合、職員募集のページのみが対象経費となり、その経費が明確であることが条件です。

Q 1 6 利用者向けの事業広告を掲載する際、広告の一部に「職員募集中」と入れる場合、その広告費は対象になるか。

A 1 6 対象外です。広告費は、あくまで求人を主としたものに限ります。

Q 1 7 このたび、区内に介護事業所を開設する予定のため、開設前から採用活動を行っている。この経費は対象になるか。

A 1 7 対象外です。区内介護事業所として開設されてからの経費が対象です。

令和7年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業Q&A
(令和7年4月1日)

Q18 求人情報サイトへの掲載で年度を跨って契約をする（費用は一括して支払い）場合、どのように申請すればよいか。

A18 当該年度に係る費用分のみが対象です。例えば、令和7年10月～令和8年9月までの掲載で12万円の場合、令和8年3月までの6か月分の6万円を助成対象とします。

Q19 求人情報サイト掲載のために、当該年度に前払いの回数券を購入したが、対象となるか。

A19 前払いで支払った金額のうち、当該年度に求人サイトに掲載した分のみが対象です（前払い金を使用した内訳となる書類が必要です。前年度や次年度の掲載分は対象となりません）。

3. 助成上限額について

Q20 施設入所の採用活動を予定していたが、グループホームの採用活動のみ実施した。実績として認められるか。

A20 上限額が変わります。

※施設入所支援の上限金額の40万円で可否決定がされていたとしても、グループホームの上限額の25万円までとなります。

Q21 グループごとの上限額について教えてほしい

A21 障害福祉サービス種別ごとに上限額が決められておりますが、グループAの活動内容である求人情報サイト等への掲載については、別途上限額を設定しております。より幅広い方法で採用活動を実施していただき、採用のノウハウを蓄積する事業に対する支援を想定しているためです。
※上限額については別表参照。上限額の考え方についてはQ22～Q25を参照。

Q22 入所施設を運営する法人が、求人情報サイト掲載に50万円費やした場合、助成額はいくらか。

A22 サービス種別ごとの上限額は40万円ですが、グループAの活動内容に属する求人情報サイト等への掲載費用については、別途上限額である30万円が助成額となります。

令和7年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業Q&A
(令和7年4月1日)

Q23 入所施設を運営する法人が、求人情報サイト掲載に40万円、自法人の採用ホームページ改修に10万円費やした場合、助成額はいくらか。

A23 求人情報サイト等掲載費用については、別途上限額は30万円ですが、ホームページ改修（グループB）に10万円費やしているため、助成額は40万円（上限額）となります。

Q24 共同生活援助を運営する法人が、求人情報サイト掲載に15万円、就職フェアへの出展料に15万円を費やした場合、助成額はいくらか。

A24 助成額は25万円（上限額）となります。

※求人情報サイト掲載の補助対象金額は別途上限額満額の15万円。

就職フェアの出展料はグループBのため、サービス種別ごとの上限額25万円とグループAの補助対象額15万円との差額（10万円）が上限額となります。そのため上限額の合計は25万円です。

Q25 重度訪問介護を運営する法人が、求人情報サイト掲載に10万円、タウンワークへの掲載に10万円、就職フェアへの出展料に5万円を費やした場合、助成額はいくらか。

A25 タウンワークへの掲載（求人紙掲載）は、グループAの活動内容に属するため、グループA上限額の10万円と出展料5万円を合わせ、助成額15万円となります。

4. 交付申請について

Q26 提出書類の「法人名、所在地、代表者氏名、押印」の欄はどのように書けば良いか。

A26 代表者氏名には役職や肩書と氏名を記入してください。事業所の代表者としてではなく、法人の代表者としてご記入ください。また、申請から実績報告、請求まで、記入内容は一致させてください。

Q27 （社会福祉法人のみ）申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。

A27 様式は特に問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、法人（事業所）における現在の介護人材の状況や採用活動の必要性等をご記入ください。

令和7年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業Q & A
(令和7年4月1日)

Q 2 8 (社会福祉法人のみ) 申請書に記載の「事業計画書」とはどのようなものか。

A 2 8 法人の事業計画書のことです(「採用活動計画書(第2号様式)」とは別です)。

Q 2 9 申請書の添付書類で「主な事業を確認できる書類」は何を提出すればよいか。

A 2 9 定款やパンフレット、HPを印刷したもの等をご提出ください。

Q 3 0 申請書における申請金額は、どの金額を記入するのか。

A 3 0 採用活動計画書(第2号様式)の「5 助成金申請額合計」と同じ金額をご記入ください(実績報告の際も同様です)。

Q 3 1 申請書の添付書類である財産目録や収支計算書、貸借対照表はいつ時点のものを提出すればよいか。

A 3 1 申請時の直近のもの(法人全体の年間のもの)をご提出ください。財産目録を作成していない場合には、提出は不要です。

Q 3 2 申請書の添付書類である財産目録や収支計算書、貸借対照表はすべて提出が必要か。

A 3 2 すべて提出が必要です。ただし、上記のとおり、財産目録を作成していない場合には、提出不要です。

なお、収支計算書は、損益計算書に代えられます。

Q 3 3 採用活動計画書(第2号様式)について、各採用活動の金額は不明な場合はどうすればよいか。

A 3 3 各法人の年間計画に基づく予定額で構いません。なお、申請後の減額は可能ですが増額はできませんのでご注意ください。

Q 3 4 採用活動計画書(第2号様式)の「2 区内を所在地とする介護事業所」、「3 採用活動の内容」欄の行数が足りないが、どうすればよいか。

A 3 4 必要に応じて行を追加していただいて構いません(実績報告の際も同

令和 7 年度 世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成事業 Q & A
(令和 7 年 4 月 1 日)

様です。)

5. 実績報告について

Q 3 5 実績報告書の添付書類はどのようなものか。

A 3 5 原則、全ての採用活動に関して、その内容がわかるもの（例：作成したパンフレット、掲載した求人誌のコピー等）と領収書を添付してください。領収書が徴収できない場合は、これに代わる書類（銀行振込の控えや交通費請求書の写し等、日付が令和 8 年 3 月 3 1 日以前のもの）をご提出いただきます。

Q 3 6 実績報告書の添付書類について、支払いは令和 8 年度となる場合、実績報告書に「領収書の写し」等を添付することができない。どうすればよいか。

A 3 6 支払い完了後、速やかに領収書の写し等をご提出ください。「採用活動実績報告書（第 1 0 号様式）」は「3 備考」欄に支払予定日をご記入ください。

6. その他

Q 3 7 本事業と「世田谷区介護人材採用活動経費助成事業」を両方申請することは可能か。

A 3 7 可能です。ただし、同じ経費を重複して申請することはできません。判断に迷われる場合は、申請の前にご相談ください。

※（例 1）求人情報サイト掲載費用（介護人材分）8 万円を世田谷区介護人材採用活動経費助成事業に、求人チラシ作成費用（障害福祉人材分）5 万円を本事業に申請することは可能です。

（例 2）求人情報サイト掲載費用（介護人材分・障害福祉人材分の合算）1 0 万円を、各事業に 5 万円ずつ申請することは可能です。